

一般財団法人川崎市保育会 準会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人川崎市保育会（以下「保育会」という。）定款第4条に規定する事業活動に賛同し、川崎市の保育の質の向上を図るために保育事業活動に参加を希望する個人並びに施設及び団体を準会員とすることについて定める。

(入会)

第2条 準会員として入会するときは、別に定める入会申込書を保育会理事長に提出し、承認を得なければならない。

(会費)

第3条 準会員は、次の会費を納入しなければならない。

(1) 個人会員 年10,000円

(2) 施設及び団体 年30,000円

2 準会員は、年度中途の入会であっても前項の会費を納めなければならない。

3 第1項及び第2項により納入された会費は返還しない。

(退会)

第4条 準会員は、退会の申出により任意に退会することができる。

(特典)

第5条 準会員は次のことができる。

(1) 保育会が主催する大会や各種研修等に参加することができる。

(2) 保育会の発行物の他、保育事業に係る情報、資料等を得ることができる。

(その他)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、保育会理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。